

外国弁護士問題研究会  
報告書

平成9年10月30日  
外国弁護士問題研究会

平成9年10月30日

法 務 大 臣 下 稻 葉 耕 吉 殿  
日本弁護士連合会会長 鬼 追 明 夫 殿

外国弁護士問題研究会座長 小 島 武 司

本研究会は、弁護士業務を取り巻く内外の動向等にかんがみ、我が国における外国弁護士受入制度の在り方等について、調査・研究・検討を行ってきたところではありますが、その結果を別添のとおりまとめましたので、報告いたします。

〈目 次〉

第 1	本研究会発足に至る経緯等	・ ・ ・ ・ 1
1	現行外国弁護士受入制度の創設	・ ・ ・ ・ 1
2	外弁法の改正経緯等	・ ・ ・ ・ 1
3	本研究会の発足	・ ・ ・ ・ 2
第 2	本研究会の目的・構成・検討経過等	・ ・ ・ ・ 3
1	本研究会の目的	・ ・ ・ ・ 3
2	本研究会の構成	・ ・ ・ ・ 3
3	本研究会における調査・研究・検討経過	・ ・ ・ ・ 5
第 3	調査・研究・検討結果	・ ・ ・ ・ 7
1	我が国における外国弁護士受入制度と運用の実態	・ ・ ・ ・ 8
(1)	制度の基本	・ ・ ・ ・ 8
(2)	外国法事務弁護士の承認及び登録手続	・ ・ ・ ・ 8
(3)	外国法事務弁護士の業務の範囲	・ ・ ・ ・ 9
(4)	職務遂行上の主な制限	・ ・ ・ ・ 9
2	諸外国における外国弁護士受入制度	・ ・ ・ ・ 10
(1)	米国	・ ・ ・ ・ 10
(2)	連合王国	・ ・ ・ ・ 12
(3)	フランス	・ ・ ・ ・ 12
(4)	ドイツ	・ ・ ・ ・ 13
(5)	アジア	・ ・ ・ ・ 13
3	弁護士業務を取り巻く内外の動向	・ ・ ・ ・ 13
4	我が国の外国弁護士受入制度の在り方	・ ・ ・ ・ 15
(1)	職務経験要件	・ ・ ・ ・ 15
(2)	第三国法に関する法律事務	・ ・ ・ ・ 17
(3)	外国法事務弁護士と弁護士の協働関係	・ ・ ・ ・ 19
第 4	提言	・ ・ ・ ・ 21
1	職務経験要件	・ ・ ・ ・ 21
2	第三国法に関する法律事務	・ ・ ・ ・ 22
3	外国法事務弁護士と弁護士の協働関係	・ ・ ・ ・ 22

## 第1 本研究会発足に至る経緯等

### 1 現行外国弁護士受入制度の創設

現行の外国弁護士受入制度は、昭和61年5月23日公布、昭和62年4月1日施行の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（以下「外弁法」という。）によって導入された。外弁法は、渉外的法律関係の安定を図ること等を目的とし、我が国の弁護士資格のない者であっても、外国弁護士となる資格を有すること、外国弁護士として5年間の職務経験を有すること、適正かつ確実に職務を執行するための計画等を有すること等の一定の要件を満たす者が、法務大臣による承認を受けた上、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）に備えられた外国法事務弁護士名簿への登録を経て、「外国法事務弁護士」として、原資格国法（外国弁護士となる資格を取得した当該外国において効力を有し、又は有した法）及び指定法（外国法事務弁護士が、特定の外国において効力を有し、又は有した法について、特に知識・能力があるものと認められる一定の場合に、法務大臣によってその取扱いを承認される当該特定の外国の法）に関する一定の法律事務を取り扱うことができることとしたものである。

### 2 外弁法の改正経緯等

この外国弁護士受入制度は、その後、円滑に運用されていたが、法務省及び日弁連は、内外の諸情勢を踏まえ、我が国の主体性に基づいて、弁護士業務を取り巻く国際的環境の変化、適正な法律サービスの提供がなされるための制度的配慮等を踏まえて、内外のニーズに適正にこたえ得る外国弁護士受入制度の在り方を検討することとし、平成4年9月、有識者等から構成される「外国弁護士問題研究会」（以下「第一次外弁研」という。）を発足させた。

第一次外弁研は、平成5年9月30日、①職務経験要件の緩和、②事務所の名称に関する規制緩和、③外国法事務弁護士と弁護士の特定共同事業の許容等を内容とする研究結果を取りまとめ、法務大臣及び日弁連会長に

報告書を提出した。平成6年6月23日、同報告書の提言等を踏まえた「外弁法の一部を改正する法律案」は可決・成立し、平成6年法律第65号として公布され、平成7年1月1日に施行された（以下「平成6年改正」という。）。

法務省及び日弁連は、この平成6年改正に関する作業を行う一方で、平成6年6月、新たに国際仲裁に造詣の深い有識者等から構成される「国際仲裁代理研究会」を発足させ、外国法事務弁護士等による国際仲裁手続における代理の問題について協議検討を行った。国際仲裁代理研究会は、平成7年10月、国際仲裁手続においては、外国弁護士が当事者を代理することができること及び外国法事務弁護士についても原資格国法又は指定法による制限なく当事者を代理することができることとすること等を内容とする報告書を、法務大臣及び日弁連会長に提出した。平成8年6月4日、同報告書の提言等を踏まえた「外弁法の一部を改正する法律案」は可決・成立し、平成8年法律第65号として公布され、同年9月1日に施行された（以下「平成8年改正」という。）。

### 3 本研究会の発足

このように、外国弁護士受入制度に関しては、これまで、内外の諸情勢等を踏まえ、適宜、所要の規制緩和措置が講じられてきたところである。

ところで、現在、経済団体連合会、米国政府、欧州連合等内外から、前記の職務経験要件についてこれを廃止又は更に緩和すべきこと、外国法事務弁護士による第三国法（原資格国法・指定法・日本法以外の法）に関する取扱いの禁止を廃止すること、外国法事務弁護士による日本弁護士の雇用の禁止を廃止すること等の規制緩和要求を受けている。また、行政改革委員会も、この問題について、重大な関心を抱いており、平成7年12月、外国弁護士受入制度に関し、前記の雇用の問題、職務経験要件の問題及び第三国法の問題について規制を緩和すること等を内容とする意見書を内閣総理大臣に提出し、政府は、これを踏まえ、平成8年3月29日、規制緩和推進計画の改定を閣議決定し、前記の雇用の問題、職務経験要件の問題

及び第三国法の問題について、見直しについての検討に着手し平成9年度中に結論を得るよう努めることとした。さらに、行政改革委員会は、平成8年12月に内閣総理大臣に提出した意見書においても、この問題に力点を置き早急に検討を行うべきこととした。

法務省及び日弁連は、このような内外の諸情勢を踏まえ、外国弁護士受入制度の在り方等について、外弁法施行後約10年の運用の実情等を踏まえつつ検討することが必要であると認識するに至った。また、この検討に際しては、法曹界のみにおける議論ではなく、広く各界の意見が反映される開かれた研究の場を設けることが必要であると考え、同月、有識者等から構成される本研究会を発足させ、可及的速やかに国内的にも国際的にも妥当性を有する制度改革の方策を検討することとした。

なお、政府は、平成9年3月28日の規制緩和推進計画の再改定において、これらの問題について、平成9年度中に見直しについての検討の結論を得て、これを踏まえ、同年度中に所要の法改正の措置を講ずるとした。

## 第2 本研究会の目的・構成・検討経過等

### 1 本研究会の目的

本研究会は、弁護士業務を取り巻く内外の動向、我が国における外国弁護士受入制度と運用の実態、諸外国における外国弁護士受入制度と運用の実態、我が国における外国弁護士受入制度の在り方（ア外国法事務弁護士による弁護士の雇用 イ職務経験要件 ウ第三国法の取扱い エその他）について調査・研究・検討を行い、その研究成果を法務省及び日弁連に報告することとした。

### 2 本研究会の構成

法務省及び日弁連は、前記のとおり、本研究会が、広く各界の意見が反映される開かれた研究の場とするという観点から、委員構成についても、学者、マスコミ関係者、企業関係者、法律実務家、政府関係者等の有識者を中心として、法務省及び日弁連がこれに加わって構成すること

とした。

本研究会における調査・研究・検討に携わった委員・幹事は以下のとおりである。なお、一部の委員・幹事について、人事異動等に伴う交替があった。

〔第1回会議から現在まで〕

座長	委員	小島	武司	(中央大学法学部教授)
	同	田中	成明	(京都大学法学部教授)
	同	道垣内	正人	(東京大学法学部教授)
	同	飯室	勝彦	(東京新聞論説委員)
	同	河崎	栄一	(㈱日立製作所社長室次長)
	同	本林	徹	(弁護士)
	同	西村	利郎	(弁護士)
	同	山崎	潮	(法務大臣官房司法法制調査部長)
	同	菊池	洋一	(法務大臣官房参事官)
	同	川村	明	(日弁連外国弁護士及び国際法律業務委員会委員長)
	同	小原	望	(同委員会副委員長)
	同	濱田	邦夫	(同委員会委員)
	幹事	羽田	浩二	(外務省経済局国際機関第一課サービス貿易室長)
	同	吉田	正喜	(法務大臣官房司法法制調査部付)
	同	牛島	信	(日弁連外国弁護士及び国際法律業務委員会委員)

〔第1回会議から第4回会議まで〕

委員 加藤 亮太郎 (就任時・伊藤忠商事(株)法務部参事)

〔第5回会議から現在まで〕

委員 吉田 茂 (伊藤忠商事(株)法務部部長代行)

〔第1回会議から第7回会議まで〕

委員 鈴木 庸一（就任時・外務省経済局国際機関第一課長）

〔第8回会議から現在まで〕

委員 梅本 和義（外務省経済局国際機関第一課長）

〔第1回会議から第3回会議まで〕

委員 藤田 昇三（就任時・法務大臣官房司法法制調査部司法法制課長）

幹事 河村 博（就任時・法務大臣官房司法法制調査部参事官）

〔第4回会議から現在まで〕

委員 河村 博（法務大臣官房司法法制調査部司法法制課長）

幹事 佐々木 正輝（法務大臣官房司法法制調査部参事官）

〔第1回会議〕

幹事 水野 邦夫（就任時・日弁連事務次長）

〔第2回会議から現在まで〕

幹事 齊藤 友嘉（日弁連事務次長）

### 3 本研究会における調査・研究・検討経過

本研究会は、平成8年12月26日から平成9年10月30日まで計10回にわたり調査・研究・検討を行ってきたが、その状況は以下のとおりである。

#### 第1回会議 平成8年12月26日

- (1) 法務省から、経緯等について説明
- (2) 委員間の協議

#### 第2回会議 平成9年2月17日

- (1) 法務省から、外弁法の運用の実状・内外の規制緩和要望の内容等について説明

(2) 日弁連から、外弁問題に関する日弁連の対応等について説明

(3) 委員間の協議

### 第3回会議 平成9年3月25日

(1) 外務省から、弁護士問題に関する国際機関の動向等について説明

(2) (ヒアリング) ロバート・フランシス・グロンディン氏 (外国法事務弁護士 (原資格国・米国ニューヨーク州) ・在日米国商工会議所副会頭)

「外国法事務弁護士の実状、米国の外国弁護士受入制度、規制緩和要望の趣旨等」

(3) 濱田邦夫委員から、渉外的法律事務の実状・渉外弁護士から見た外国弁護士問題等について説明

### 第4回会議 平成9年4月10日

(1) (ヒアリング) ジュナサン・ポール・インマン氏 (外国法事務弁護士 (原資格国・連合王国) ・在日欧州商工会議所リーガルコミッティ・チェアマン)

「外国法事務弁護士の実状、連合王国の外国弁護士受入制度、規制緩和要望の趣旨等」

(2) (ヒアリング) クラウス・アルバート・バウアー氏 (外国法事務弁護士 (原資格国・ドイツ))

「外国法事務弁護士の実状、ドイツの外国弁護士受入制度、規制緩和要望の趣旨等」

### 第5回会議 平成9年5月29日

(1) (ヒアリング) ローラン・デュボワ氏 (外国法事務弁護士 (原資格国・フランス))

「外国法事務弁護士の実状、フランスの外国弁護士受入制度、規制緩和要望の趣旨等」

(2) (ヒアリング) 阿部泰久氏 (経済団体連合会経済本部経済法制グループ副長)、酒井大幸氏 (三菱商事(株)法務部長代理)

「規制緩和要望の趣旨等」

(3) 委員間の協議

**第6回会議 平成9年6月24日**

- (1) (講演) トニー・ガァーリング氏 (イングランド・ウェールズ・ロー・ソサエティ会長), ディビッド・キーティング氏 (同ソサエティ国際委員会委員長)

「外国弁護士問題について」

- (2) 西村利郎委員から, 外国弁護士に関する I B A (国際法曹協会) の動向・各国における司法制度の独自性とリーガル・サービスの国際的協力について説明

(3) 委員間の協議

**第7回会議 平成9年7月17日**

- (1) (講演) デスモンド・フェルナンド氏 (I B A会長)

「各国における弁護士制度の独自性と外国弁護士問題について」

- (2) (講演) 中坊公平氏 (元日弁連会長・現住宅金融債権管理機構代表取締役社長)

「日本国における司法制度並びに弁護士制度の実情と, 外国弁護士受入制度の在り方について」

- (3) 法務省及び日弁連から, 諸外国の外国弁護士受入制度について説明

(4) 委員間の協議

**第8回会議 平成9年9月2日**

委員間の協議

**第9回会議 平成9年10月7日**

委員間の協議

**第10回会議 平成9年10月30日**

委員間の協議

**第3 調査・研究・検討結果**

## 1 我が国における外国弁護士受入制度と運用の実態

### (1) 制度の基本

外国の弁護士となる資格を有する者が、その資格を根拠として新たな資格試験等を課されることなく、我が国において外国法に関する一定の法律事務を取り扱うことができることとする制度である。

### (2) 外国法事務弁護士の承認及び登録手続

外国法事務弁護士となるには、法務大臣による承認を受け、かつ、日弁連に備える外国法事務弁護士名簿に登録を受けなければならない。

#### ① 法務大臣による承認

法務大臣による承認は、資格試験や選考を経ることなく行われるが、優良な法律サービスを提供できる者であることが制度的に保証されている場合に限って承認を与えるという観点から、次の要件を満たしていることが必要である。

イ 外国の弁護士となる資格を有する者であること

ロ 外国の弁護士となる資格を取得した後5年以上その資格を取得した外国（原資格国）において外国の弁護士として職務を行っていたこと。これを一般に職務経験要件という。ただし、我が国において弁護士又は外国法事務弁護士に雇用され、かつ、当該弁護士又は外国法事務弁護士に対して原資格国法に関する知識に基づいて労務を提供した期間については、通算して2年を限度として職務経験に算入し得る。

ハ 誠実に職務を遂行する意思を有すること等

ニ 原資格国において、我が国の弁護士となる資格を有する者について、法による取扱いと実質的に同等な取扱いがなされていること（相互主義）。ただし、我が国が相互主義を適用しないことを条約その他の国際約束において約束した国については、相互主義を適用しない（平成6年改正により認められたもの）。

#### ② 外国法事務弁護士名簿への登録

法務大臣による承認を受けた者は、入会しようとする弁護士会を  
經由して、日弁連に登録請求書を提出しなければならない。

### (3) 外国法事務弁護士の業務の範囲

#### ① 原資格国法に関する法律事務

外国法事務弁護士は、原資格国法に関する法律事務を行うことを  
職務とする。

なお、外国法事務弁護士にとって、原資格国法ではない外国の法  
を、一般に第三国法と呼ぶ。本研究会が研究目的に掲げた「第三国  
法の取扱い」の第三国法とはこの意味であり、外国法事務弁護士は  
第三国法に関する法律事務を行うことはできない。

#### ② 指定法に関する法律事務

外国法事務弁護士は、原資格国以外の特定の外国の法について、  
当該国の弁護士資格を有する等の一定の条件を充たす場合には、法  
務大臣による指定を受けて、当該法に関する法律事務を行うことが  
できる。この法を指定法という

#### ③ 職務範囲の制限

外国法事務弁護士は、①及び②にかかわらず、我が国の裁判所等  
官公署における手続の代理等一定の法律事務を行うことはできない。

#### ④ 国際仲裁事件の手続についての代理

外国法事務弁護士は、①ないし③にかかわらず、我が国を仲裁地  
とする国際仲裁事件の手続については、準拠法のいかんを問わず、  
代理を行うことができ、また、外国法事務弁護士ではない外国弁護  
士も、外国において当該外国弁護士となる資格を基礎として法律事  
務を行う業務に従事している場合は、その外国において依頼され又  
は受任した国際仲裁事件の手続について代理を行うことができる  
(平成8年改正により、明文で認められたもの)。

### (4) 職務遂行上の主な制限

#### ① 事務所名称

外国法事務弁護士は、原資格国において所属するロー・ファーム

の名称を、直接外国法事務弁護士事務所の名称として使用することができる（平成6年改正により認められたもの）。

## ② 弁護士を雇用することの禁止

外国法事務弁護士は、日本の弁護士を雇用することを禁止されている。

## ③ 弁護士との共同の事業（特定共同事業）

外国法事務弁護士は、弁護士としての職務経験が5年以上である弁護士とする場合に限り、共同の事業（特定共同事業）を行うことができる。ただし、1 訴訟業務及びこれに準ずる法律事務、2 日本法のみが適用される法律事件についての法律事務でその取扱いについて外国法に関する知識を必要としないものについては、原則として共同の事業の目的とすることはできない。

## 2 諸外国における外国弁護士受入制度

米国、連合王国、フランス、ドイツ等における外国弁護士受入制度に関し、本研究会において調査したところ、概ね、以下のとおりである（なお、各国において、さらに、入国管理、弁護士倫理等の関係における制約が有り得る。）。

なお、I B Aは、外国弁護士受入に関するガイドラインの制定に関する協議をしてきたが、弁護士制度の固有性、独立性と、社会の国際化等をどう調和させるかは、各国が独自に解決すべき問題で、I B Aが統一的ガイドラインという一律の受入基準を設けるべきではない等の観点から、昨年、同ガイドラインが廃案となるという経緯もあった。このように、外国弁護士受入制度に関しては、諸外国の間で必ずしも足並みがそろっているわけではない。

### (1) 米国

米国は、州ごとに異なる弁護士制度を設けているが、外国弁護士受入に関しても各州ごとに異なっており、その過半の州においては、遺憾ながら、そもそも外国弁護士受入制度自体設けられていない。現在、

同制度を設けていることが確認されているのは、18州と1特別区（以下単に「19州」という。）のみであり、以下は、この19州のみに関するものである。

### ① 職務経験要件

外国弁護士受入制度を設けている19州は、いずれも受入弁護士に、我が国と同様の職務経験要件を課している。

その概要は、まず期間については、

申請直前5年のうち3年とするもの	2州
申請直前6年のうち4年とするもの	2州
申請直前7年のうち5年とするもの	13州
申請直前8年のうち5年とするもの	1州
申請直前10年のうち5年とするもの	1州

である。

経験地については、原資格国以外の国における職務経験も算入し得ることを明文で規定する州が2州あるが、その他は、原資格国における職務経験を求めている。

ちなみに、我が国との間で弁護士の交流が最も多い州の一つであると思料されるニューヨーク州は、申請直前5年のうち3年の職務経験があることを要件とするが、原資格国以外の地における職務経験もその経験が当該原資格国法に関するものであること等を条件として算入できることとしている。

### ② 第三国法の取扱い

第三国法の取扱いについては、4州が可能としているが、その他の15州については、我が国と同様、原則不可としている。

しかしながら、原則不可とする15州のうち、6州については、原則不可としながらも、特定の事項に関し、正式な資格と権限を有する者からの書面による助言に基づく場合等一定の条件を充たす場合には、第三国法を取り扱うことを例外的に許容している。

### ③ 雇用等

米国当該州弁護士の利用については、18州がこれを許容している（ただし、ヒアリング等によれば、雇用と言いながらも、被雇用者の独立性を許容し、指揮命令関係の濃淡の点で、我が国の雇用とは、ややニュアンスを異にする感がある。）。

なお、外国弁護士が、受入国弁護士と共同事業体（パートナーシップ）を形成することは、やはり18州が許容している。

## (2) 連合王国

① 連合王国においては、法廷活動以外の法律事務については一定範囲のものを除き、いわゆる独占はないので、外国弁護士が業務を行うに当たり、職務経験要件・第三国法取扱禁止等の制限はないことになる。ただし、外国弁護士がソリシター（事務弁護士）・バリスター（法廷弁護士）を雇用することは可能であるが、雇用されたソリシター・バリスターは、ソリシター・バリスターとしての職務を行うことはできないこととされている。また、外国弁護士が、ソリシター・バリスターとパートナーシップを形成することも許されていないようである。

② これとは別に、ロー・ソサエティに登録された外国弁護士（RFL (Registered Foreign Lawyer)）制度がある。これについても、特に職務経験要件に関する規定はなく、第三国法の取扱いについても制限規定はない。RFLは、ソリシターとパートナーシップを形成することも可能とされており、このパートナーシップ（MNP (Multi National Partnership)）が、ソリシターを雇用することも許されている。ただし、RFL個人がソリシターを雇用することは許されておらず、また、RFLにせよMNPにせよ、バリスターと共同事業体（パートナーシップ）を形成し、あるいはバリスターを雇用することはできない（我が国の弁護士は、連合王国におけるソリシター・バリスターの両面を併せ持つ総合的な法律職である。）。

## (3) フランス

1992年1月1日をもって、外国弁護士受入制度に相当する制度

を廃止してしまっている。

#### (4) ドイツ

ドイツは、連邦弁護士法によって、外国弁護士受入れを定めている。職務経験要件を課す規定はないが、第三国法の取扱いは不可とされている。なお、ドイツ弁護士の雇用及びドイツ弁護士との共同事業体（パートナーシップ）についてこれを禁ずる規定はない。

#### (5) アジア

香港等においては、一定の職務経験要件等を定める外国弁護士受入制度が設けられているが、大韓民国等こうした制度自体を設けていない国も少なくなく、アジア地域における一定の傾向を見いだすことはできない。

### 3 弁護士業務を取り巻く内外の動向

(1) 世界経済のグローバル化・ボーダーレス化の一層の進展は、個々の社会・経済活動とそれに伴う法律事務の国際化を進展させ、自国法だけではなく外国法が直接適用されるなどして涉外関係が生ずるケースは必然的に増大し、企業活動の領域を中心として言わば国際的に複雑な法的状況が発生・展開している。これに伴い、当然ながら、外国法に関する法律事務に対するニーズは高まっている。

そこで、ある国の弁護士が法律事務の処理のために他国を往来するケースが増え、その往訪先の国においてこれを一歩進め、外国弁護士受入制度を設け外国弁護士が自国において恒常的に法律事務を行うことを許容することも行われるようになった。さらに英米のロー・ファームを中心として、各国にブランチ・オフィスを設ける国際的ロー・ファームも設けられるに至っており、これらの動きは、いずれも、上記のニーズにこたえるものと位置付けることができる。

また、現在、世界貿易機関（WTO）、経済協力開発機構（OECD）及びアジア太平洋経済協力（APEC）の三つの国際機関において、弁護士等の国境を超えた業務に関する国際的な検討が進められて

いるところであるが、こうした検討が進んでいること自体、上記のニーズの大きさを裏付けるものと考えられる。

- (2) もとより、我が国においても、これらニーズにこたえるために、涉外的法律事務に携わる弁護士において、活発に業務を行っていることは周知の事実であり、この中には、外国に事務所を設置する等自ら積極的に国際的展開を図ろうとする動きもみることができる。そして、我が国の外国弁護士受入制度も、外弁法第1条が定めるように「涉外的法律関係の安定を図り」、こうしたニーズにこたえようとするものに他ならず、同制度に基づき、現在、約80名程度の外国法事務弁護士が業務を行っているところである。

ところで、前記のとおり、現在、我が国の外国弁護士受入制度に関しては、経済団体連合会・米国政府・欧州連合・在日米国商工会議所・在日欧州ビジネス協会等から、①職務経験要件、②第三国法に関する取扱い、③外国法事務弁護士による弁護士の雇用等について、規制緩和の要望を受けている。

このような規制緩和の要望の声が強いこと、特に外国法事務弁護士に対してユーザーの立場である経済団体連合会・在日米国商工会議所・在日欧州ビジネス協会から規制緩和要望があることは、我が国の現行制度が、社会経済の変遷の中で、外国法に関する外国法事務弁護士による法律事務へのニーズに対して十分にこたえ得ていなくなりつつあるのではないかということをおうかがわせる。

- (3) このような弁護士業務を取り巻く内外の諸情勢、特に規制緩和要望を踏まえ、我が国外国弁護士受入制度をより拡充することは、これをユーザーの立場から見れば、その必要とする外国法に関する法律サービスの提供を受ける選択肢が広がり、その結果として、内外の多様化したニーズに応じた良質な外国法に関する法律サービスが受け得ることを可能にするものと考えられるのであって、外国弁護士受入制度の在り方の検討に際しては、この視点が基本に置かれるべきものと考えられる。

ただし、外国弁護士受入制度は、弁護士制度の一環として位置付けられるものであり、弁護士制度・司法制度と関連するのであって、この点については、十分に意を払う必要がある。前記のとおり、諸外国の外国弁護士受入制度は、それぞれ異なる制度内容となっており、国際標準的なものは存しないのが実情であるが、これも、弁護士制度・司法制度が各国固有のものであるがゆえに、このような違いが生じているものと考えられる。

#### 4 我が国の外国弁護士受入制度の在り方

##### (1) 職務経験要件

① 外国法事務弁護士は、その能力・資質等に関し、我が国において試験を課されることはない。そのため、我が国で法律事務を取り扱うに足りる十分な能力・資質を有し、かつ、倫理的にも問題がないことの保証のため、現行法は、5年以上の原資格国における職務経験があることを要件として外国法事務弁護士となる資格を承認することとしているものであって、現時点においても、職務経験を要件とすること自体の妥当性は認められるものと考えられる。

これに対しては、外国法事務弁護士の能力・資質・倫理については、依頼者が判断すべきことであって、特に法によって要件として課す必要はないとの指摘もある。確かに、国際的な業務展開を行っている大企業等であれば、このような依頼者としての判断能力を期待することも可能であろうが、依頼者として想定されるのは、このような者に限定されるわけではなく、また、後記のように、外国法事務弁護士の職務範囲はより拡大し、かつ、その事業形態の規制も緩和されることから、場合によっては、事後的に回復不可能な損害を依頼者が被る事態も想定できないわけではなく、依頼者保護の観点から、職務経験を要件を課すことの妥当性はなお存するものと考ええる。

② ただし、職務経験要件を課すとしても、その内容については、な

お検討の余地がある。

まず、現行法の10年間の運用実績にかんがみると、平成6年改正により、我が国における労務提供期間を通算2年まで職務経験期間に算入できるとされた結果、法律事務を行った期間は3年で足りることとなっているが、その3年間の職務経験の実質をみることで、外国法事務弁護士の能力・資質・倫理に問題がないことの判断は可能であると考えられる。

したがって、前記の諸要望に応じて5年間の職務経験期間を3年間に短縮して緩和することも、現実的な選択肢の一つであるということができる。

そこで、我が国と弁護士の相互交流が最も多い国の一つである米国ニューヨーク州をみると、同州においては外国弁護士受入れの要件として、以前の要件を緩和して申請直前5年のうちの3年以上の職務経験を要件としているところである。

よって、職務経験の期間については、規制を緩和し、現行法の5年の期間を3年とすることが相当であると考ええる。

- ③ 次に職務経験要件における経験地についてであるが、前記のとおり、外国法に関する法律事務に対するニーズの高まりを受け、特に英米の国際的な大ロー・ファームにおいては、ある国の弁護士が原資格国法に関する法律事務の処理のために他国に滞在するケースが増大しており、現時点においては、原資格国以外の外国の地における外国弁護士の職務は、その実態において原資格国におけるそれと実質的に同視できる場合もある。

そこで、かかる外国弁護士の職務の実態を踏まえ、職務経験地に関して原資格国に限定する規制を原則としつつ、原資格国以外の外国における職務経験であっても、上記のような場合には、当該原資格国法に関する職務経験の期間を職務経験期間に算入し得ることとするのが相当である。

- ④ 平成6年改正により、外国の法に関する知識に基づいて我が国に

おいて行った労務提供期間を2年を限度として、職務経験期間に算入できることとしているが、前記のとおり、職務経験期間を3年に短縮し、かつ職務経験地に関する規制を廃止するのに伴い、このような、言わば特例的な措置も廃止すべきではないかとの指摘がある。

しかしながら、この制度は、外国の法に関する知識に基づいて我が国において行う労務提供が、我が国の文化等を理解し、その後外国法事務弁護士として適切に業務を行う上で、極めて有益な内実を有すること等を勘案し、職務経験期間及び職務経験地に関する規制緩和にかかわらず、なお残されるべきものと考ええる。

ただし、この通算期間を2年間とすると、本来の法律事務の経験期間は1年で足りることとなってしまい相当ではないことから、通算限度を1年に短縮すべきものと考ええる。

- ⑤ この規制緩和により、我が国の外国弁護士受入制度は、職務経験要件について、米国のいずれの州よりも、一步、自由化の進んだ制度となるが、より多くの外国法事務弁護士の活動が可能となり、ユーザーにとっては、その必要とする法律サービスの提供を受ける選択肢が広がり、その結果として、内外の多様化したニーズに応じた良質な外国法に関する法律サービスを受けることを可能にする反面、依頼者保護についても適切な配慮が講じられた制度となるものと考ええる。

## (2) 第三国法に関する法律事務

- ① 外国法事務弁護士は、原資格国法と指定法（原資格国法以外であっても一定の条件を備え指定を受けた国の法）を取り扱える資格を与えられた者であり、現行法上、それ以外の外国法の取扱いは認められていない。

これに対しては、第三国法に関する法律事務を外国法事務弁護士に依頼するか否かは、専ら依頼者が判断すべきことであって、特に法によって制限を課す必要はないとの指摘もある。確かに、国際的な業務展開を行っている大企業等であれば、このような依頼者とし

ての判断能力を期待することも可能であろうが、職務経験の場合と同様、依頼者として想定されるのは、このような者に限定されるわけではなく、場合によっては、事後的に回復不可能な損害を依頼者が被る事態も想定できないわけではなく、依頼者保護の観点から、一切の制限を廃止することは困難であるものと考える。

- ② しかし、近時の運用実績にかんがみると、外国法事務弁護士の多くは国際的ロー・ファームの一員である。また国際的ロー・ファームの展開の現況にかんがみると、このような外国法事務弁護士において、第三国法についても、同ロー・ファームに属する当該第三国の資格を有する外国弁護士の助言を組織的に得ることが可能となっている。

そして、我が国と弁護士の相互交流が最も多い国の一つである米国も、外国弁護士受入制度を設けている州のうち第三国法の取扱いを認めている州の多くは、このような正式な資格と権限を有する者の書面による助言に基づくこと等を条件として、第三国法の取扱いを認めているところである。

他方、前記のとおり、社会経済の国際化はますます進展しており、これに応じて、法律事件についての適用法令はますます複雑・錯綜化しており、外国法事務弁護士の職務範囲を原資格国法のみ限定しては、これに適切に対処することが必ずしも容易ではなくなっており、依頼者等のニーズにもこたえきれなくなっているという声もある。

そこで、このような諸事情にかんがみ、外国法事務弁護士の職務範囲を拡大して、正式な資格と権限を有する者、すなわち当該第三国の資格を有する外国弁護士であって、外国弁護士となる資格を基礎として当該第三国法に関する法律事務を行う業務に従事している者（外国法事務弁護士を含む。）からの書面による助言に基づくことという条件を付した上で、第三国法に関する法律事務を行うことができるものとするのが相当であると考える。

### (3) 外国法事務弁護士と弁護士の協働関係

① 近時の社会・経済の国際化に伴い、日本法と外国法に関する複合的な法律サービスの提供に対するニーズは高まっており、これに適切に対応するためには、外国法事務弁護士と弁護士との適切な協働関係を制度的に保証する事業形態の在り方を整備する必要がある。前記の雇用の禁止に対する規制緩和要望はこの趣旨からのものであると考えられる。

② しかしながら、雇用とは、法的には、「当事者の一方（被用者）が相手方（使用者）に対して労務に服し、相手方がこれにその報酬を支払う契約」であり、被用者が使用者の指揮命令に従うことを本質とするものとされている。したがって、仮に、外国法事務弁護士による弁護士の雇いを許容することとすれば、例えば、何らの資格を有さず、本来、当該業務を行うことを禁止されている者が、当該業務の取扱方針等を決定し、被用者である資格者に指揮命令をして当該業務行為を行わせることを許容することと形態的に類似することとなり、我が国の資格制度との関連において極めて困難な問題を生ずることとなり、現行法制上、これをにわかに許容することはできない。

ところで、外国法事務弁護士は、資格範囲外の法律業務に関して指揮命令を行うことはなく、また、被用者である弁護士もこのような指揮命令には従わなければ良いとの指摘もある。しかしながら、上述のように雇用の本質が、使用者が指揮命令を行い、被用者がこれに服することにあるとすれば、指揮命令をしない、又は指揮命令があってもこれに服さないという関係は、もはや雇用関係とは異なるのであって、共同事業のように独立した当事者間の協働関係にはほかならないと言うべきである。現に、本研究会におけるヒアリングの結果に徴しても、規制緩和の要望を寄せている側は、雇用それ自体について問題としているというよりも、外国法事務弁護士と弁護士との協働関係の在り方について、パートナーシップに言及しつつ、

広く問題提起をしていた。

そこで、現下、緊急の課題として提起されている外国法事務弁護士による弁護士の雇用の問題は、外国法事務弁護士と弁護士の共同事業の規制緩和の問題として検討されるべき問題であるものと考えられる。

- ③ 平成6年改正により、外国法事務弁護士と弁護士は、特定共同事業を行うことを許容されたが、そもそも外国法事務弁護士は、日本法に関する法律事務や裁判所における手続の代理等を行うことはできないところ、この特定共同事業が実質的には外国法事務弁護士による弁護士の雇用類似の関係となるおそれがあることから、共同の事業について、その目的を制限し、裁判所における手続の代理等を行うことを目的とすることはできないこととした。そのために、共同の事業には、「特定」の文言が冠されることともなった。

すなわち、特定共同事業は、もともと、外国法事務弁護士が自己の職務範囲外の法律事務に関してこれを自ら取扱い又は法律事務を行う弁護士に対し不当な関与を行うことを禁止しつつ、報酬分配という形態での関与を認めるものであって、涉外性のある法律事務の一定範囲のものについて、弁護士と外国法事務弁護士の協働を許容したものである。

他方、社会・経済の国際化に伴い、涉外的法律関係の発生は増加の一途を辿っているところ、現行法の制約の下にあっては、涉外的要素を有する法律事件であっても共同の事業の目的となし得ないものが少なからず存する点において、依頼者の利便を妨げている面があることを否定し難い。さらには、前述のとおり法律事件についての適用法は錯綜し、また、選択されるべき紛争解決手段も流動的なものにならざるを得ない実情がある。その結果、依頼者からすると、その法律事件が、現行法の特定共同事業の対象となるか否かが必ずしも明らかではないような事態が生じ、また、それまで特定共同事業の目的として処理されていたのに、訴訟の必要等が生じたために、

以後は、特定共同事業の目的として処理されることは不可能となるような事態が生ずることにもなる。

このことを外国法事務弁護士の側からみれば、ある時点までは特定共同事業の対象であったものが訴訟の必要性が生じたためにその対象から外れることとなる現行の特定共同事業は、使いにくい制度であるということにもなり、外国法事務弁護士と弁護士との協働関係を阻害する一因ともなることになる。

そこで、共同の事業に関する規制を緩和し、外国法事務弁護士と日本弁護士が、渉外的要素を有する法律事件について、包括的・総合的な協力関係に基づく法律サービスを、最終的な解決に至るまで、すなわち訴訟事務、行政手続等に至るまで一貫して提供し得るような制度に改めることが相当であると考ええる。

すなわち、共同の事業の目的の制限を緩和し、「外国法の知識を必要とする法律事件についての法律事務並びに当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者である法律事件についての法律事務及び外資系会社が依頼者である法律事件についての法律事務」を目的とすることができるものとするのが相当である。

ただし、このように共同の事業に関する規制を緩和することとしても、外国法事務弁護士は、共同の事業を営む場合においても、外弁法に定める職務の範囲を超えて法律事務を行うことができないという制約を受けること等には変わりがない。

## 第4 提言

### 1 職務経験要件

外国法事務弁護士となる資格の承認の基準の一つである職務経験要件について、原資格国における職務経験の年数を3年以上とするものとする。原資格国以外の外国における職務経験もその外国において外国弁護

士となる資格を基礎として当該原資格国法に関する法律事務を行う業務に従事した場合の年数を算入することができるものとする（第10条第1項関係）。

なお、職務経験に算入できる我が国における労務提供は、通算して1年を限度とするものとする（第10条第2項関係）。

## 2 第三国法に関する法律事務

外国法事務弁護士は、第三国法（原資格国以外の外国の法）に関する法律事務（ただし、指定法に関する法律事務を除く。）について、当該第三国の資格を有する外国弁護士であって外国弁護士となる資格を基礎として当該第三国法に関する法律事務を行う業務に従事している者（外国法事務弁護士を含む。）の書面による助言を受けて行うことができるものとする（第3条ないし第5条関係）。

## 3 外国法事務弁護士と弁護士の協働関係

外国法事務弁護士と弁護士との共同の事業について、事業の目的の制限を緩和し、「外国法の知識を必要とする法律事件についての法律事務並びに当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者である法律事件についての法律事務及び外資系会社が依頼者である法律事件についての法律事務」を目的とすることができるものとする（第49条、第49条の2関係）。